令和６年度　宇都宮市老朽危険空き家除却費補助金　補助要件確認表

　『宇都宮市老朽危険空き家除却費補助金』を受けようとする場合，まず，以下の基本要件すべてに合致するかをご確認ください。なお，以下の基本要件を満たして補助金の申請を行おうとする場合は，「事前調査申請書」にこの確認表を添付のうえ，申請期限までに生活安心課までご提出ください。

■　申請受付期間　　令和６年４月１日（月）から令和６年５月３１日（金）まで

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本要件 | | 確認欄 |
| １　補助対象者である（以下のすべてを満たす者）  要件を確認し，  すべてにチェック | |  |
|  | ①空き家又はその土地の所有者（個人に限る。）である。  ※登記簿謄本に所有者として登記している。土地の権利書を持っているなど。 | ✔ |
|  | ②宇都宮市の市税に滞納がない。 | ✔ |
|  | ③申請者以外に空き家やその土地の所有権を有する者がいる場合，その全員の同意を得ている。  ※空き家を解体し更地にした場合，当該土地の住宅用地特例（固定資産税等の減税措置）が適用されなくなることも含め，同意を得てください。 | ✔ |
|  | ④申請者と同居する家族の合計所得金額が８１８万円以下である。（単身世帯の場合は７８０万円以下） | ✔ |
|  | ⑤暴力団員又は暴力団関係者ではない。 | ✔ |
| ２　所有している空き家が補助対象物件である | |  |
|  | ①空き家及びその敷地を利用していない。  ※敷地の一部を家庭菜園として利用しているなど，空き家と同一の敷地内において利用形態が確認できる場合は，補助対象となりません。  ※居宅等として利用されている建物と同一の敷地内にある倉庫等は補助対象となりません。 | ✔ |
|  | ②昭和５６年５月３１日以前に建てられたものである。若しくは，建築年月に限らず，空き家の敷地が道路に２ｍ以上接していない。  「老朽危険空き家」に該当するかどうかの状態判定は市が行いますので，チェックは不要です。 | ✔ |
|  | ③屋根材が固定されておらず飛散するおそれがあるなど，その状態を放置しておくことで，周囲へ危険性が及ぶおそれのある空き家である。  ※「老朽危険空き家」に該当するかは，市が基準に基づき判定します。 |  |
|  | ④抵当権などが設定されていない。 | ✔ |
| ３　補助金の対象となる工事を行う | |  |
|  | ①空き家を解体し，敷地一体を更地にする工事である。 | ✔ |
|  | ②建設業法に基づく建設業の許可，または建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けている宇都宮市内の事業者が行う工事である。 | ✔ |
|  | ③令和６年１２月末までに解体工事を完了できる。 | ✔ |

「基本要件」の内容をご確認のうえ，「申請者氏名」及び「確認日」をご記入ください。

「代理受領制度」について

空き家の除却に係る工事代金の補助金を，行政から直接解体事業者に支払う制度です。代理受領を選択することにより，所有者等から解体事業者に支払う工事代金の負担を軽減することができます。

|  |
| --- |
| 上記「基本要件」の内容を確認しました。 |
| 令和●●年●●月●●日  申請者氏名（自筆）　：　　宇都宮　太郎 |

■　申請の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 生活安心課 |
| 事前確認  ○補助要件確認表による確認 |  |
| 事前申請〔第８条第１項〕  ○事前調査申請書（様式１） | 生活安心課と事前相談  書類確認・現地調査 |
| 状態判定の適否  ※該当しない場合は補助対象外 | 判定通知〔第８条第２項〕  ○補助金交付対象判定通知書（様式２） |
| 交付申請〔第９条〕  ○交付申請書（様式３）  工事施工（解体）  ※令和6年12月末までに完了 | 申請内容の審査  交付決定〔第１０条〕  ○交付決定通知書（様式４） |
| 実績報告〔第１２条〕  ○実績報告書（様式６） | 補助事業内容の確認 |
| 補助金確定通知書の受領 | 補助金の額の確定〔第１３条〕  ○補助金確定通知書（様式７） |
| 交付の請求〔第１４条〕  ○交付請求書（様式８） | 補助金の支払い |